

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 5 章 輸入通関関係 第 3 節 輸入（引取）申告 （輸入（引取）申告事項の登録） 3－1 輸入（引取）申告（特例申告貨物に係る輸入申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して行う輸入（引取）申告の取扱いについては、この章第 1 節（1－3 及び 1－4(2)イを除く。）に準じて行うものとする。この場合において、同節中「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」とあるのは「輸入（引取）申告控」と読み替えるものとする。 なお、次に掲げる規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI○RAN：TEIRITSUHOU（又は ZANTEIHOU）○－○TEKIYOU YOTEI」と入力することを求めるものとする。 (1)～(5) （省略） (6) 定率令第 34 条第 2 項 <u>（同条第 3 項に掲げる貨物を除く。）</u> (7) （省略） また、輸入（引取）申告控については、航空貨物であって、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合に限り、税関控用 1 部の提出を求めるものとする。	第 5 章 輸入通関関係 第 3 節 輸入（引取）申告 （輸入（引取）申告事項の登録） 3－1 輸入（引取）申告（特例申告貨物に係る輸入申告をいう。以下同じ。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）がシステムを使用して行う輸入（引取）申告の取扱いについては、この章第 1 節（1－3 及び 1－4(2)イを除く。）に準じて行うものとする。この場合において、同節中「輸入（納税）申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」とあるのは「輸入（引取）申告控」と読み替えるものとする。 なお、次に掲げる規定により輸入申告書に付記を行うこととされている場合は、記事欄に「DAI○RAN：TEIRITSUHOU（又は ZANTEIHOU）○－○TEKIYOU YOTEI」と入力することを求めるものとする。 (1)～(5) （同左） (6) 定率令第 34 条第 2 項 (7) （同左） また、輸入（引取）申告控については、航空貨物であって、審査区分が書類審査扱い（区分 2）又は検査扱い（区分 3）となった場合に限り、税関控用 1 部の提出を求めるものとする。